

平成30年度 第1回

訪問介護看護パストーン24

介護医療連携推進会議 議事録

開催日時	平成31年2月7日(木) 14:00 ~ 15:00	
開催場所	パストーン浅間台 会議室	
サービス種類	地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護)	
参加者		
6名	上尾市高齢介護課職員	様
	浅間台区長	様
	浅間台地区民生委員	様
	利用者・利用者ご家族	(不在)
	訪問看護ステーション ふれあいあげお	様
	パストーン24管理者	様
	計画作成責任者	様

定期巡回・随時対応型訪問介護看

登録者数 (2/1 現在)	男性 9名		女性 8名		合計 17名		
要介護度	要支援1 一名	要支援2 一名	要介護1 3名	要介護2 6名	要介護3 4名	要介護4 4名	要介護5 0名

夜間対応型訪問介護

登録者数 (2/1 現在)	男性 0名		女性 1名		合計 0名		
要介護度	要支援1 名	要支援2 名	要介護1 名	要介護2 名	要介護3 名	要介護4 1名	要介護5 名

1. 次第 (資料①)

- (1) 開会・会議の目的の確認・サービス概要について (資料②③)
- (2) 出席者の自己紹介
- (3) 事業所のサービス状況・活動状況、利用状況報告 (資料④)
- (4) 評価表について (資料⑤)
- (5) 意見交換、質疑応答 (参考資料 : 埼玉県のサービス事業所情報)
- (6) 閉会

## 2. 内容（改めて参考資料を使い、サービスの理解を深めた）

### 事業報告・評価表について

#### 平成30年度及び29年度の利用状況の報告

利用者数も増加し、範囲も広域になっている

平成30年度後半は退院支援の依頼が多い。

状況が改善し、生活も向上し、喜ばれている。

短期の方もいるが、自宅にて最期を迎える方もいらっしゃった。

連携事業所として、介護・看護の両者が、役割分担し、同時にサービスするケースもある。

### 評価表について

事業開始後、3年経とうとしている。

「利用者等の在宅生活の継続」「心身機能の維持回復」を実現している事例はある。

それを事例としてまとめ、職員と話し合うことで、理念の創造、共有ができるものと考えている。

介護保険のみで、在宅生活をより良いものにすることは難しく、地域と協働・インフォーマルサービスの活用により、よりよい環境を作り出せると考えている。

地域アセスメントをすすめていくことで、地域包括ケアシステムの構築を推進できると考えている。

### 意見交換、質疑応答

意見	<p>① 良いサービスであり、利用者も増加している。</p> <p>② 地域とのつながり（見守りボランティアなど）をもって、支援してほしい。</p>
質疑応答	<p>① 広報はしないのか・ケアマネージャーもわかつていない方が多い。 → 現状、依頼受ける側の事業の体制が整っていない。 教育や働く環境改善を進めていく。</p> <p>② 上尾市で2か所であるが、事業所が増えることはないのか → （上尾市様より）公募し、随時申請可能であるが、申請する事業所はないのが、現状</p>

## 3. その他特記事項

（今後の課題、職員の入退職・異動など自由に記載）

※公表方法【  ホームページ •  事業所内掲示 •  その他（ ）】

平成31年2月11日 作成

日時：平成 31 年 2 月 7 日（木） 午後 2 時～  
場所：パストーン浅間台 会議室

定期巡回隨時対応型訪問介護看護

介護・医療連携推進会議

〈 平成 30 年度 第 1 回 〉

社会福祉法人 美鈴会  
訪問介護看護 パストーン 24

次第

1. 開会のあいさつ
2. 会議の目的の確認
3. 管理者挨拶
4. 自己紹介
5. 運営状況報告
6. 定期巡回随时対応サービス 評価表について
7. 質疑応答
8. 閉会のあいさつ

## 「介護・医療連携推進会議」

「介護・医療連携推進会議」とは、

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」の規定に基づき、  
地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、  
利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすること  
でサービスの質を確保し、地域との連携を図ることを目的としています

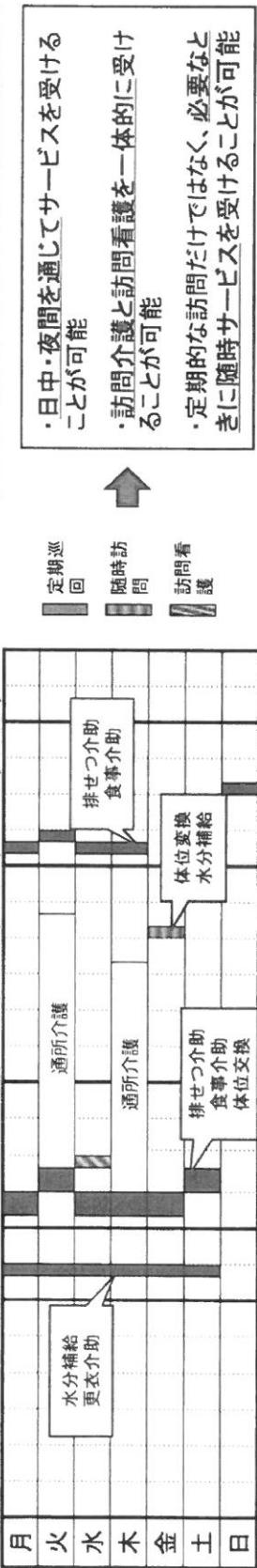
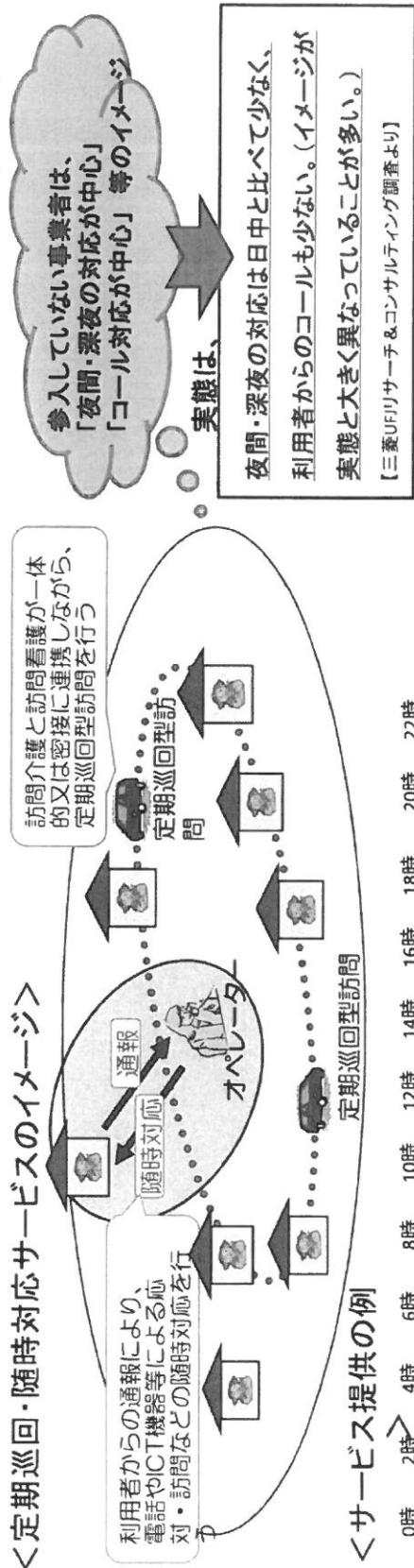
## 会議の内容（参考例）

- ・サービスの概要（利用者に関する事項、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入事例の紹介
- ・困難事例の報告
- ・利用者又は利用者家族からの要望
- ・地域から事業所への要望・質疑、または事業所から地域への要望・質疑

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの創設

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して医療と介護との連携が不足しているとの問題がある。

このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時巡回の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を創設（2012年4月）。



参考>

## 第5期介護保険事業計画での実施見込み

平成24年度	平成25年度	平成26年度
189保険者 (0.6万人／日)	283保険者 (1.2万人／日)	329保険者 (1.7万人／日)

## 2. 社会保障と税の一體改革での今後の利用見込み

平成27年度	1万人／日	15万人／日
平成37年度		

## 定期巡回・随時対応サービスの定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、次の二つの類型を定義。
  - ① 一つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
  - ② 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」
- ⇒ 訪問看護（居宅での療養上の世話・診療の補助）は連携先の訪問看護事業所が提供
- いずれにおいても、医師の指示に基づく看護サービスを必要としない利用者が含まれる。

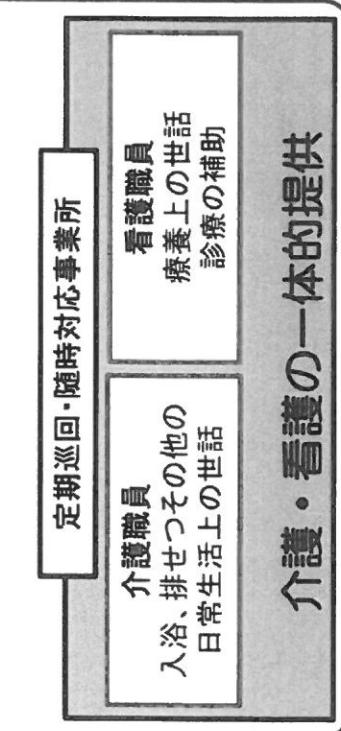
新介護保険法（平成24年4月1日施行分）

### 第8条

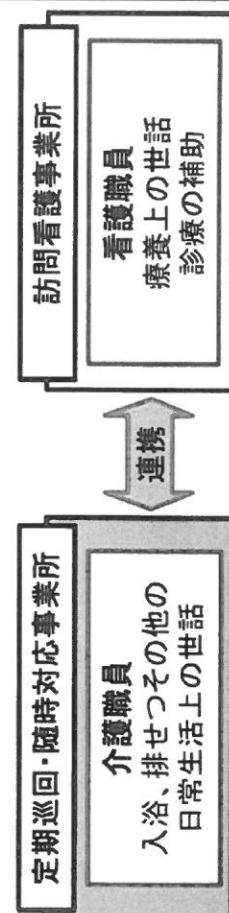
15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 居宅要介護者により定期的な巡回訪問により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は看護師その他厚生労働省令で定めるものを行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療行為がその治療の程度に適する基準に達する場合に限り、定期的な巡回訪問により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話である。
- 二 居宅要介護者により定期的な巡回訪問により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話である。

### 一体型事業所（イメージ）



### 連携型事業所（イメージ）



### 介護・看護の一体的提供

定期巡回対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 利用者状況表  
平成30年度

No	開始年月日	介護度	性別	地区	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
定期巡回対応型訪問介護看護																
1	H29.5.10	3	2	女												
2	H29.6.4	3	2	女	小敷谷											
3	H29.7.27	1	3	4	男	小泉										
4	H29.9.2	4	4	男	浅間台											
5	H29.10.1	1		男	井戸木											
6		3		男	弁財											
7	H29.12.1	1	3	女	小泉											
8	H29.12.27	4		女	浅間台											
9	H30.2.20	2	3	男	春日											
10	H30.4.7	1		男	小泉	7										
11		2		女	仲町		18	23								
12	H30.6.6	2	3	女	柏座				6							
13	H30.6.20	1		男	上野				20	30	19					
14	H30.8.4	2		女	小泉						4					
15	H30.8.4	1		男	小敷谷						4					
16	H30.8.19	1		男	富士見						19					
17		4		男	弁財							1	9			
18	H30.9.9	2	4	男	柏座							9				
19	H30.9.20	2		女	上							20				
20				男	小敷谷							9	12			
21	H30.11.13	1		男	西宮下								13	31		
22	H30.12.15	4		女	小泉								15			
23	H30.2.1			男	本町									1		
夜間対応型訪問介護																
1	H29.9.13	4		女	原市											
2		4		女	小泉	1					31					
3		4		男	小敷谷							13	26			
4	H30.11.1	5		男	中分							1	31			

## 定期巡回・隨時対応サービス 自己評価・外部評価 評価表

利用者等に対する当該サービスの趣旨及び特徴等についての十分な情報提供	19	サービスの開始前に、利用者等に本サービスが「利用者等の在宅生活の継続」と「心身の機能の維持回復」を実現するためのサービスであり、訪問サービスは、その趣旨に沿って行われるアセスメントに基づき提供されることについて、十分な情報提供・説明が行われている					
利用者等との目標及び計画の共有と、適時適切な情報の提供	20	作成した計画の目標及びその内容について、利用者等に十分な説明を行うなど、共通の認識を得るために努力がされている					
	21	利用者の状況の変化や、それに伴うサービス提供の変化等について、家族等への適時・適切な報告・相談等が行われている					
<b>2. 多職種連携に基づいた包括的・継続的マネジメント</b>							
(1) 共同ケアマネジメントの実践							
利用者等の状況の変化についての、ケアマネジャーとの適切な情報共有及びケアプランへの積極的な提案	22	ケアマネジャーとの間で、利用者へのサービス提供状況、心身の機能の変化、周辺環境の変化等に係る情報が共有され、サービスの提供日時等が共同で決め					
	23	計画の目標達成のために、必要に応じて、ケアプランへの積極的な提案(地域内のフォーマル・インフォーマルサービスの活用等を含む)が行われている				インフォーマルサービスとの協働	
定期的なアセスメント結果や目標の達成状況等に関する、多職種への積極的な情報提供	24	サービス担当者会議等の場を通じて、利用者等の状況や計画目標の達成状況について、多職種への情報提供が行われ					
(2) 多職種連携を通じた包括的・継続的マネジメントへの貢献							
利用者の在宅生活の継続に必要となる、利用者等に対する包括的なサポートについての、多職種による検討	25	利用者の在宅生活の継続に必要となる、包括的なサポート(保険外サービス、インフォーマルケア等の活用を含む)について、必要に応じて多職種による検討が行われている(※任意評価項目)				介護保険外の在宅生活での支援の必要性の認識がある。 ただ、それを実行するには至っていない。 地域アセスメントも必要	
	26	病院・施設への入院・入所、及び病院・施設からの退院・退所の際などに、切れ目のない介護・看護サービスを提供するために、必要に応じて多職種による検討や情報の共有が行われている(※任意評価項目)					
多職種による効果的な役割分担及び連携に係る検討と、必要に応じた関係者等への積極的な提案	27	地域における利用者の在宅生活の継続に必要となる、包括的なサポート体制を構築するため、多職種による効果的な役割分担や連携方策等について検討し、共有がされている(※任意評価項目)					
<b>3. 誰でも安心して暮らせるまちづくりへの参画</b>							
(1) 地域への積極的な情報発信及び提案							
介護・医療連携推進会議の記録や、サービスの概要及び効果等の、地域に向けた積極的な情報の発信	28	介護・医療連携推進会議の記録について、誰でも見ることのできるような方法での情報発信が、迅速に行われている					
	29	当該サービスの概要や効果等についての、地域における正しい理解を広めるため、積極的な広報周知が行われている					
(2) まちづくりへの参画							
行政の地域包括ケアシステム構築に係る方針や計画の理解	30	行政が介護保険事業計画等で掲げている、地域包括ケアシステムの構築方針や計画の内容等について十分に理解している					
サービス提供における、地域への展開	31	サービスの提供エリアについて、特定の建物等に限定せず、地域へ広く展開していくことが志向されている					
安心して暮らせるまちづくりに向けた、積極的な課題提起、改善策の提案等	32	当該サービスの提供等を通じて得た情報や知見、多様な関係者とのネットワーク等を活用し、介護・看護の観点から、まちづくりに係る問題認識を広い関係者間で共有し、必要に応じて具体的な課題提起、改善策の提案等(保険外サービスやインフォーマルサービスの開発・活用等)が行われている(※任意評価項目)					
<b>III 結果評価 (Outcome)</b>							
サービス導入後の利用者の変化	33	サービスの導入により、利用者ごとの計画目標の達成が図られている					
在宅生活の継続に対する安心感	34	サービスの導入により、利用者等において、在宅生活の継続に対する安心感が得られている				在宅生活の限界点の認識	

# 訪問介護看護 パストーン24

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	上尾市指定 第1191600152号
夜間対応型訪問介護	上尾市指定 第1191600152号

定期巡回サービス	訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し 介護サービスを提供します。  (参考) 20分程度の身体介護を中心に、 アセスメントに基づいて、1日に複数回、 必要なサービスを提供します。
随時対応サービス	利用者・家族からの通報を受け、 24時間オペレーター（専門職）が対応する サービスです。
随時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、 随時利用者宅を訪問し、 介護サービスを提供します。
看護サービス	アセスメント、モニタリング及び 連携先の訪問看護事業所が 定期的並びに随時状況に応じて 看護サービスを行う。

## ① 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

イ) 通信料	利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び 通話により発生する通話料金については、利用 者が実費分をご負担いただきます。
ロ) モバイル端末	サービス内容を記録するモバイル端末を設置さ せていただく際は、モバイル端末の充電にかかる 費用をご負担いただきます。